



こどもの心と身体の育ちを保障できる制度に

「こども誰でも通園制度」導入に反対！児童福祉法第24条第1項守れ！



またまた規制緩和

月10時間を上限、1時間単位で保育所を利用できる。就労の有無は関係なし、生後6か月から満3歳未満のことも限定。「子ども子育て支援法」の改定、この4月から市としての「こども誰でも通園制度」が始まります。

「すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルに関わらない形での支援強化」を目的とする、としています。

保育士配置は最低2人配置、保育士資格保持者は半分の人数で良いと規制緩和。保育所と一体で実施するならば、1人体制でも可としています。

今までの預かり保育のように別の部屋ではなく、在園児と一緒に部屋で良いとしています。

月に10時間、1時間単位で違うこどもが在園児の部屋に来て、こどもは慣れるでしょうか？在園児や保育士との関係が安定して落ち着いたものになるか甚だ疑問です。今でも4月の段階で、国がカウントしない待機児童(保留児童)

が居るにも関わらず、「誰でも通園制度」の入所児童数をどう確保するのでしょうか。保留児童を増やすのか、同家で定員より多くのこどもを保育・教育するのでしょうか。

今でも厳しい労働環境で、保育士確保もままならない状況が散見される中、さらに無資格保育者が携わること過重負担になるのではないかと危惧されます。

公的保育単価が明らかでない

その上、一番大切な人件費の算定(国の公定価格・官民同じ)が決まっていけないのに市の条例が先行決定されてしまいました。

12月議会時点、国の試行例で明らかになっていた参考事例は、利用者負担が1時間300円。国は850円補助。障がい児への加算は400円。事業者収入は、1150円。1時間単位、この金額で保育士・保育者配置ができるでしょうか。障がい児加配を付けることもできません。保育士配置の基準も「おおむね」という言葉がついてきます。

「誰でも通園」児童も在園児も、大人数の安定した人間関係を築くことが最優先にならなければならないのに、十分な人件費が担保できず、無資格保育者が認められ、同室保育になつていく。まさに、今まで保育運動の中で勝ち取ってきた保育士配置基準など様々な条件が根本から壊されていきます。

4月開始時には、現場からの不信・不満の声で一定増額されていくでしょうが、あまりにも無責任です。

児童福祉法が改悪されてから度重なる規制緩和によって、国や自治体の保育・教育責任が小さく、無責任になっています。

私(黒田)は、第24条第1項「市町村は保育の実施責任」と謳っている公的保育責任(官民共)をしっかり果たすこと、そのための財源確保や保育士配置基準を良くすることを国に強く求めるよう、また、市との上乗せを求めています。

事故増の現実を直視すべき

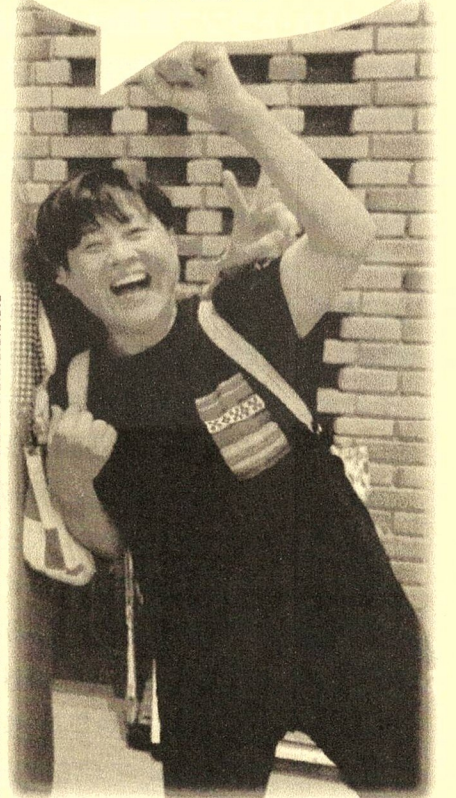
「子ども・子育て支援新制度」がはじまって移行、保育施設などで重篤な事故が増え続けています。

政府公表データにおいて、2015年627件から2023年272件、4.4倍に増えています。全国の保育施設等での保育事故で2004年から2022年の間に228人もこのこどもが亡くなっています。その8割が0・1歳児。その3割が預けはじめの1週間に。5割が1か月以内に集中していることをもつと直視すべきです。

専門的な知見や経験が大切な現場で、人の配置が不安定、保育・教育を受けるこどもが月10時間を上限として1時間単位で来所する環境。それも在園児と同室。配置される職員は半分無資格者で良い。保育士・職員は働き甲斐ややりがいを持って従事できる魅力ある職場・労働環境と言えるでしょうか。保護者は、安心して預けることができるでしょうか。

「誰でも通園制度」を実施する園は、市に申請を出し許可を受け

子育て応援
こどもの心身の発達
保障を



すべてのこどもの育ちを保障

就労に関わらず、ひとり一人のこどもの心や身体の育ちを保障し、保護者の子育てを応援することはとても大切なことです。

だからこそ、待機児童対策をはじめしっかりと地域の保育・教育施設を確保し、地域で子育てを応援できる仕組み作りが待たれています。保育士・職員の給料が、せめて全産業賃金の平均に到達できるように公定価格の抜本的な引き上げを含め、豊かな保育・教育環境整備を求めています。

少子化ならばこそ、保育士配置基準の拡充、看護師や養護教諭など専門的な職員配置を行うなど豊かな環境整備にこそ軸足を置くべきです。

旧川西病院跡地活用

コミュニティへの説明内容について

- *旧川西病院の解体はほぼ完了
- *「医療・福祉ゾーン」と位置づけ
- *北部安心・つながり拠点
- *高齢者在宅サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護など、在宅サービスの提供 (R9年度~))
- *特別養護老人ホーム、介護医療院または有料老人ホームなど高齢者の居住機能を提供 (;)
- *障がい者(児)支援(障がい者・児のリハビリテーションなど支援機能を提供 (;))
- *地域交流活動(施設や公園を利用して地域交流の場の創設 (;) (R10年度~))
- *誰もが集い遊べる公園、防災機能を備えた公園 (R10年度~)

🐾 予定です 🐾